

## 平成 27 年度兵庫県地域防災計画の主な修正内容

災害対策基本法、土砂災害防止法の改正及び防災基本計画の修正を踏まえた修正を行うとともに、国の中央防災会議が作成した「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」等を県地域防災計画に反映させる。

また、県の施策展開等に伴う修正を行う。

#### 1 災害対策基本法の改正 (H26. 11) 及び防災基本計画の修正 (H26. 11) を踏まえた修正 .....P2-3

##### (1) 道路管理者による放置車両対策等

緊急通行車両の通行を確保するために必要がある場合、道路管理者は放置車両等の所有者等に対し、車両等の移動や土地の一時使用などの必要な措置を命じ、又は措置を実施することを記載。

##### (2) 道路管理者に対する放置車両対策等の要請

県公安委員会は、道路管理者に対し、道路管理者による(1)に示した権限の行使を要請することができることを記載。

#### 2 土砂災害防止法の改正 (H26. 11) を踏まえた修正 .....P4

市町地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに、避難経路等の避難体制に関する事項を定める旨記載。

#### 3 直轄河川における特別警戒水位の見直しを踏まえた修正 .....P5

国が避難勧告発令の目安となる水位を見直したことを踏まえ、国直轄河川と県管理河川の水位説明を記載。

#### 4 国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(H27. 3) を踏まえた修正 .....P6

国が指定した緊急輸送ルートに対する県の対応

- ① 道路管理者は、国の具体計画に定める緊急輸送ルートの点検・道路啓開を行うことを記載。
- ② 県公安委員会は、緊急輸送ルートの啓開状況を踏まえ、必要な緊急交通路を指定することを記載。
- ③ 県警察本部は、緊急輸送ルート等における緊急輸送を確保するために必要な通行規制を行うことを記載。

#### 5 県の施策展開に伴う修正

- ① 「津波防災インフラ整備計画」により、津波対策を推進することを記載。
- ② 「第2次山地防災・土砂災害対策5箇年計画」により、平成26年8月豪雨被災箇所の二次災害被害防止対策等を推進することを記載。
- ③ 民間建築物の耐震化について、部分的な耐震改修工事等を含めた補助事業に拡充することを記載。
- ④ 「兵庫県応急対応行動シナリオ」について、訓練等を通じて、その周知徹底を図ることを記載。
- ⑤ 市町は、「災害時応援受け入れガイドライン」を参考に応援・受援マニュアルを作成することを記載。
- ⑥ 震災の経験と教訓として、「復興制度等提言事業」の成果を発信することを記載。

#### 6 その他の主な修正

##### (1) 指定(地方)公共機関の防災業務規定の見直しに伴う修正

指定(地方)公共機関が、災害時の応急対策として策定している防災業務規定の対応基準等の修正を記載。

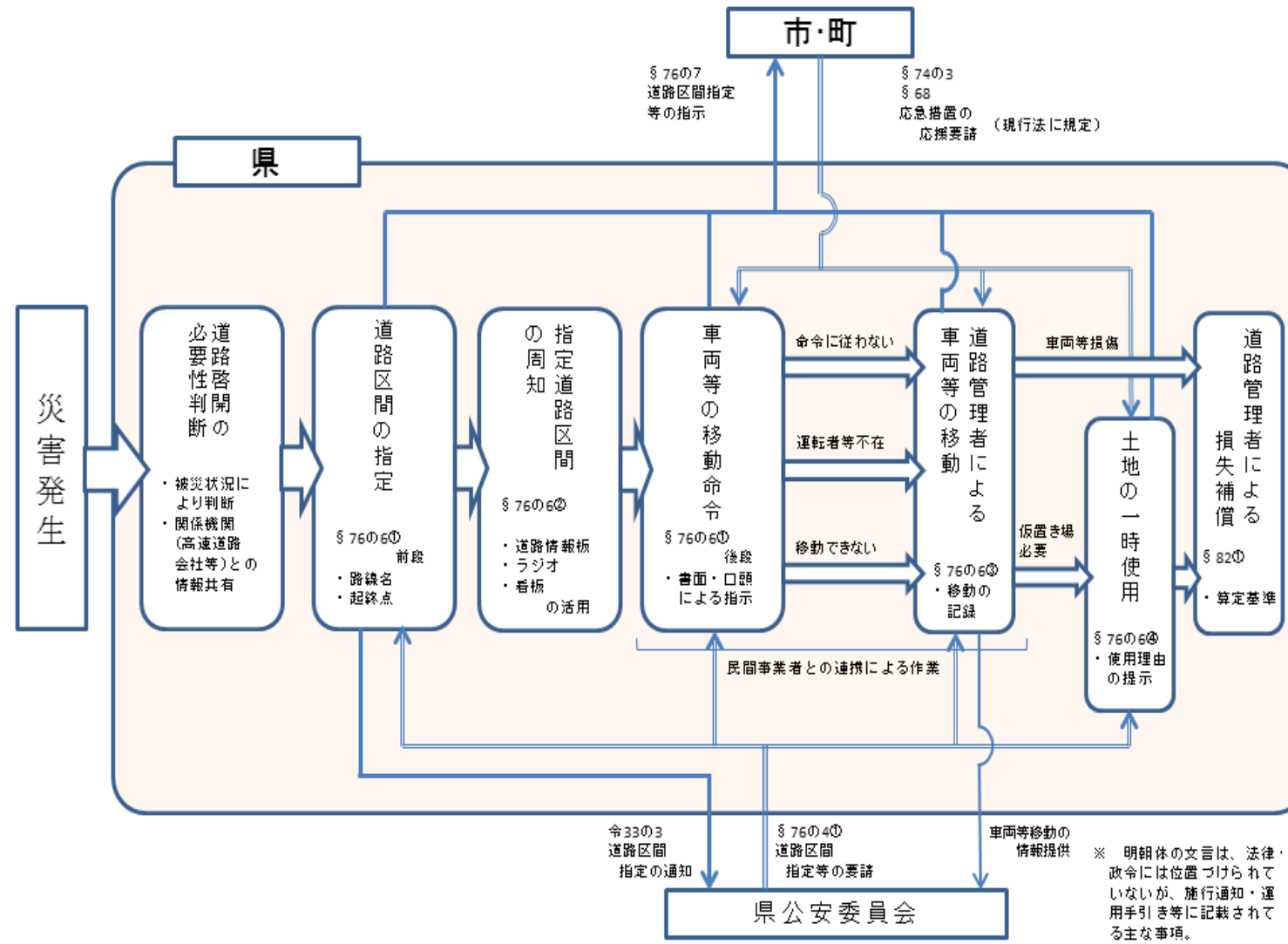
##### (2) 防災関係機関の名称変更等に伴う修正

1 災害対策基本法の改正等を踏まえた修正

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>風水害等編・地震編            第3編 災害応急対策計画              第3章 円滑な災害応急活動の展開                第3節 交通・輸送対策の実施                  第1款 交通の確保対策の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>2 陸上交通の確保            (1)～(8)略</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p>風水害等編・地震編            第3編 災害応急対策計画              第3章 円滑な災害応急活動の展開                第3節 交通・輸送対策の実施                  第1款 交通の確保対策の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>2 陸上交通の確保            (1)～(8)略</p> <p>(9) <u>災害対策基本法に基づいた道路管理者による措置命令及び措置（災害対策基本法第76条の6）</u>  <u>道路管理者は、道路上に放置車両や立ち往生した車両等が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路について、その区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置を命じ、又は道路管理者自ら当該措置をとることとする。</u>  <u>なお、当該措置をとる上で、車両等の移動場所を確保するためやむを得ない必要があるときは、道路管理者は、その必要な限度において、他人の土地を一時使用等することとする。</u></p> <p>① <u>措置をとる区域又は区間</u>  <u>道路管理者は、当該措置をとるときは、区間の起終点を示すことにより路線ごとに道路の指定を行うほか、必要に応じて一定の区域内を包括的に指定する。</u></p> <p>② <u>県公安委員会との連携</u>  <u>ア 指定の通知</u>  <u>道路管理者が、道路区間の指定をしようとする場合は、あらかじめ、公安委員会及び所轄警察署に道路の区間及びその理由を通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後に通知する。</u>  <u>イ 県公安委員会からの要請（災害対策基本法第76条の4）</u>  <u>県公安委員会は、法第76条第1項の規定による通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、当該通行禁止等を行おうとする道路の区間において、災害対策基本法第76条の6に基づく道路管理者による権限の行使を要請することができる。</u></p> <p>③ <u>措置をとる区域又は区間の周知</u>  <u>道路管理者は、道路区間の指定をしたときは、直ちに、当該指定をした道路の区間内に在る者に対し、道路情報板、立看板、ラジオ等を活用して周知させる措置をとることとする。</u></p> <p>④ <u>市町への指示</u>  <u>国土交通大臣及び県知事は、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法施行令の定めるところにより、大臣は県又は市町の、県知事は市町の道路管理者に対し、災害対策基本法第76条の6に基づく措置をとるべきことを指示することができる。</u></p>	<p>H26.11 災害対策基本法の改正</p> <p>・第76条の6【新設】      道路管理者は、その管理する道路の存する都道府県等の地域に係る災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両等の占有者等に対し、当該車両等を付近の道路外の場所へ移動すること等、緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができるとされた。</p> <p>・第76条の4【新設】      県公安委員会は、通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、当該通行禁止等を行おうとする道路の区間において、指定若しくは命令をし、又は措置をとるべきことを要請することができるとされた。</p>

1 災害対策基本法の改正等を踏まえた修正

## 災害対策基本法に基づく車両等の移動の流れ



## 2 土砂災害防止法の改正を踏まえた修正

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>風水害等編</p> <p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第18節 土砂災害対策の充実</p> <p>第2 内容</p> <p>6 市町地域防災計画で定めるべき事項</p> <p>(1) <u>土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防災するために必要な警戒避難体制（避難勧告発令基準・対象地域、避難所の開設・運営等）に関する事項</u></p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>(2) 主として高齢者、障害者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法</p> <p>(3) 土砂災害警戒区域等の周知</p> <p>(4) 土砂災害危険箇所及び山地災害危険地区等の周知</p> <p>(5) 防災意識の向上（住民説明会、防災訓練、防災教育等）</p> <p>※ (1)～(2)については土砂災害警戒区域ごとに定める。</p>	<p>風水害等編</p> <p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第18節 土砂災害対策の充実</p> <p>第2 内容</p> <p>6 市町地域防災計画で定めるべき事項</p> <p>(1) <u>土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項</u></p> <p>(2) <u>避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</u></p> <p>(3) <u>災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項</u></p> <p>(4) <u>土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設で、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれのある場合に、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地</u></p> <p>(5) <u>救助に関する事項</u></p> <p>(6) (1)～(5)のほか、<u>土砂災害警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項</u></p> <p>(7) (4)に掲げる事項を定める時は、<u>当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法に関する事項</u></p> <p>(8) 土砂災害警戒区域等の周知</p> <p>(9) 土砂災害危険箇所及び山地災害危険地区等の周知</p> <p>(10) 防災意識の向上（住民説明会、防災訓練、防災教育等）</p> <p>※ (1)～(6)については土砂災害警戒区域ごとに定める。</p>	<p>H26.11 土砂災害防止法の改正</p> <p>・第8条【改正】</p> <p>市町防災会議は、市町地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとされた。</p> <p>一 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項</p> <p>二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</p> <p>三 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項</p> <p>四 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であつて、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地</p> <p>五 救助に関する事項</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項</p> <p>・第8条の2【改正】</p> <p>前項第四号に掲げる事項を定めるときは、同号に規定する施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとされた。</p>

3 直轄河川における氾濫危険水位等の見直しを踏まえた修正

現 行	修 正 案	修 正 理 由																					
<p>風水害等編 第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第3節 情報の収集・伝達 第2款 避難勧告等の判断材料となる情報の提供</p> <p>第2 内容 2 水害に関する情報 (2) 河川水位 河川管理者である国及び県は、水位観測所等による水位等の監視を行い、水防警報の発令や避難判断水位（特別警戒水位）到達情報の通知及び周知等を行う。</p> <p>【水位の種類】</p> <table border="1"> <tr> <td>水防団待機水位 (通報水位)</td> <td>水防団が出動に備えて待機する水位</td> </tr> <tr> <td>はん濫注意水位 (警戒水位)</td> <td>市町長の避難準備情報の発令判断や水防団の出動の目安となる水位</td> </tr> <tr> <td>避難判断水位 (特別警戒水位)</td> <td>市町長の避難勧告の発令判断の目安となる水位</td> </tr> <tr> <td>はん濫危険水位 (危険水位)</td> <td>河川がはん濫し家屋浸水等の被害を生じる恐れがある水位</td> </tr> </table>	水防団待機水位 (通報水位)	水防団が出動に備えて待機する水位	はん濫注意水位 (警戒水位)	市町長の避難準備情報の発令判断や水防団の出動の目安となる水位	避難判断水位 (特別警戒水位)	市町長の避難勧告の発令判断の目安となる水位	はん濫危険水位 (危険水位)	河川がはん濫し家屋浸水等の被害を生じる恐れがある水位	<p>風水害等編 第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第3節 情報の収集・伝達 第2款 避難勧告等の判断材料となる情報の提供</p> <p>第2 内容 2 水害に関する情報 (2) 河川水位 国、県は、水位観測所等による水位等の監視を行い、水防警報の発令や※特別警戒水位到達情報の通知及び周知等を行う。 ※ 特別警戒水位の定義について、平成 26 年 9 月に内閣府の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」が改定され、平成 27 年 4 月、国は直轄河川の見直しを行ったが、県は現在県管理河川の見直しを進めており、当分の間、従来水位基準で運用を行う。</p> <p>【水位の種類】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">水 位</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">氾濫危険水位</td> <td>【直轄河川】市町長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位 (特別警戒水位)</td> </tr> <tr> <td>【県管理河川】河川が氾濫し家屋浸水等の被害を生じる恐れがある水位 (危険水位)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">避難判断水位</td> <td>【直轄河川】市町長の避難準備情報等の発令判断の目安となる水位</td> </tr> <tr> <td>【県管理河川】市町長の避難勧告の発令判断の目安となる水位 (特別警戒水位)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">氾濫注意水位</td> <td>【直轄河川】水防団の出動の目安となる水位 (警戒水位)</td> </tr> <tr> <td>【県管理河川】市町長の避難準備情報の発令判断や水防団の出動の目安となる水位 (警戒水位)</td> </tr> <tr> <td>水防団待機水位</td> <td>水防団が出動に備えて待機する水位 (通報水位)</td> </tr> </tbody> </table>	水 位	内 容	氾濫危険水位	【直轄河川】市町長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位 (特別警戒水位)	【県管理河川】河川が氾濫し家屋浸水等の被害を生じる恐れがある水位 (危険水位)	避難判断水位	【直轄河川】市町長の避難準備情報等の発令判断の目安となる水位	【県管理河川】市町長の避難勧告の発令判断の目安となる水位 (特別警戒水位)	氾濫注意水位	【直轄河川】水防団の出動の目安となる水位 (警戒水位)	【県管理河川】市町長の避難準備情報の発令判断や水防団の出動の目安となる水位 (警戒水位)	水防団待機水位	水防団が出動に備えて待機する水位 (通報水位)	<p>避難勧告発令の目安となる水位について、現在、見直しが行われており、国・県の表記を書き分けたもの。</p>
水防団待機水位 (通報水位)	水防団が出動に備えて待機する水位																						
はん濫注意水位 (警戒水位)	市町長の避難準備情報の発令判断や水防団の出動の目安となる水位																						
避難判断水位 (特別警戒水位)	市町長の避難勧告の発令判断の目安となる水位																						
はん濫危険水位 (危険水位)	河川がはん濫し家屋浸水等の被害を生じる恐れがある水位																						
水 位	内 容																						
氾濫危険水位	【直轄河川】市町長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位 (特別警戒水位)																						
	【県管理河川】河川が氾濫し家屋浸水等の被害を生じる恐れがある水位 (危険水位)																						
避難判断水位	【直轄河川】市町長の避難準備情報等の発令判断の目安となる水位																						
	【県管理河川】市町長の避難勧告の発令判断の目安となる水位 (特別警戒水位)																						
氾濫注意水位	【直轄河川】水防団の出動の目安となる水位 (警戒水位)																						
	【県管理河川】市町長の避難準備情報の発令判断や水防団の出動の目安となる水位 (警戒水位)																						
水防団待機水位	水防団が出動に備えて待機する水位 (通報水位)																						

4 国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(H27.3)を踏まえた修正

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>地震編</p> <p>第6編南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第3章 地震発生時の応急対策等</p> <p>第1節 地震発生時の応急対策</p> <p>[実施機関：海上保安本部、県企画県民部災害対策局、県農政環境部農政企画局、県農政環境部農林水産局、県健康福祉部健康局、県産業労働部産業振興局、県県土整備部土木局、県警察本部、市町、港湾管理者、漁港管理者、防災関係機関、関係事業者]</p> <p>第2 内容</p> <p>5 輸送活動</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動の展開」第3節「交通・輸送対策の実施」に定めるところによる。</p> <p>特に、西日本高速道路株式会社関西支社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社は、要員、物資の広域的な調達、輸送の確保を図るため、その管理する有料道路の迅速な点検、復旧に配慮することとする。</p>	<p>地震編</p> <p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第3章 地震発生時の応急対策等</p> <p>第1節 地震発生時の応急対策</p> <p>[実施機関：海上保安本部、県企画県民部災害対策局、県農政環境部農政企画局、県農政環境部農林水産局、県健康福祉部健康局、県産業労働部産業振興局、県県土整備部土木局、<u>県公安委員会</u>、県警察本部、市町、港湾管理者、漁港管理者、防災関係機関、関係事業者]</p> <p>第2 内容</p> <p>5 輸送活動</p> <p><u>(1) 道路管理者は、国の具体計画に定める緊急輸送ルートの点検、道路啓開を行うこととする。</u></p> <p><u>(2) 県公安委員会は、緊急輸送ルートの啓開状況を踏まえ、必要な緊急交通路を迅速かつ的確に指定することとする。</u></p> <p><u>(3) 県警察本部は、緊急輸送ルート等における緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの必要な交通規制を行うこととする。</u></p> <p>(4) その他、輸送活動については、第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動の展開」第3節「交通・輸送対策の実施」に定めるところによる。</p> <p>特に、西日本高速道路株式会社関西支社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社は、要員、物資の広域的な調達、輸送の確保を図るため、その管理する有料道路の迅速な点検、復旧に配慮することとする。</p>	<p>「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」を踏まえた修正</p> <p>緊急輸送ルート： 被害が甚大な被災地域へ到達するためのアクセス確保が全ての災害応急対策活動の基礎であることに鑑み、発災直後から、部隊等の広域的な移動など人命の安全確保を主眼とした全国からの人員・物資・燃料の輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、あらかじめ通行を確保すべき道路を定めるもの。</p>